

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省）

制 度 名	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却	
税 目	法人税、所得税 〔租税特別措置法第 11 条の 4、第 44 条の 2、第 68 条の 20〕 〔租税特別措置法施行令第 6 条、第 28 条の 5、第 39 条の 49〕	
要 望 の 内 容	<p>【延長要望】 適用期限を 2 年間延長する。 (期限：平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 31 日)</p> <p>【現行の制度概要】 本税制は「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、自治体により「基本計画」が作成された地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行う事業者が、同法に基づく「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を行った場合に、新たに取得した機械装置及び建物等に対して特別償却（償却率：機械装置 15%、建物等 8%）を認めるもの。</p> <p>対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内立地とアジア等海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種（第 1 項業種） ・ 地域の主幹産業と位置付けられる農林水産業との関連性が高い業種（第 2 項業種） <p>設備要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地計画に従い取得した機械装置及び建物等で、事業の高度化に資する設備（新製品・新商品の開発・製造のための設備、又は生産性を向上させる設備） ・ 機械装置については、1 台又は 1 基の取得価格が 1 千万円以上かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が 3 億円以上 (第 2 項業種については、4,000 万円以上（単価 500 万円以上）) ・ 建物等については、取得価格の合計が 5 億円以上 (第 2 項業種については、5,000 万円以上) 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (10,200 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>本税制の対象となる業種のうち、第1項業種では、海外の国々と競争し、国内への企業立地促進を図る地方自治体の主体的・戦略的な取組を支援することにより、地域における産業集積の形成及び経済活性化を実現することを目的としている。また、第2項業種では、景気回復の遅れた地域経済の自律的発展に向けた基盤強化を図るため、地域の主幹産業と位置づけられる農林水産業について関連商工業者の企業立地等を促進することにより、同産業及び同地域の活性化を促すことを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制は、企業立地計画の承認事業者に対し、直接的なキャッシュフロー増加をインセンティブとして、設備投資を促進する効果を持つものである。加えて、基本計画地域の中核となる中堅規模以上の設備投資を対象としており、これら立地の促進により、関連する中小企業の進出等、産業集積の呼び水とすることを企図している。平成20年度の金融危機発生以降、設備投資の大幅減少等がみられ、コスト競争力の高い海外立地との競合はさらに激しさを増しており、本税制により事業者の基本計画地域内への企業立地を促進することは重要性を増している。地域における地方公共団体の主体的な産業集積形成及び活性化に向けた取組みを支援することにより、地域経済の自律的発展の基盤を強化し、ひいては国民経済の発展を目指すことには、引き続き強い政策的意義がある。</p> <p>平成22年度からは、多くの基本計画が3年目に入り、企業立地計画上の設備稼働がピークを迎え、税制適用件数も増加が予想される。基本計画の期間は多くが5年間であり、各自治体がこの期間内での企業誘致を目指して行動していること、及び本税制が生産設備の新規立地を主に対象としており、立地選定から設備稼働までには1年以上の長期を要すること等からして、本制度は中長期的な安定運用により高い効果を発揮するといえる。平成19年に制度創設され、未だ期間満了した基本計画が存在しない現状において本制度が廃止されることとなれば、自治体の地域経済の自律的発展に向けた取組、及び企業の基本計画地域内への投資行動が後退する懸念は強く、今次延長の必要性は高い。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第19条に基づく措置</p> <p>4. 中小企業・地域経済産業政策 24 地域経済の活性化の推進</p> <p>「基本計画」で定められた集積区域内に立地を図る事業者の設備投資を促進することにより、地域経済の自律的発展のための基盤強化を図る。</p> <p>具体的には、企業立地促進法施行後5年間（平成24年度末）の間に、基本計画区域内において、企業立地件数10,000件、新規雇用者数35万人、付加価値額5%増を達成することを目標とする。</p>

租税特別措置の適用又は延長期間

租税特別措置の適用期限を2年間延長する。

同上の期間中の達成目標

上記政策目標達成のため、年間500件の企業立地計画申請と、うち100件の税制適用の実現を図る。

政策目標の達成状況

平成22年4月までに、47都道府県で177件の基本計画、46都道府県124地域で787件の企業立地計画が策定されており、企業立地促進法に基づく支援措置にも相応の利用実績がある。

<基本計画策定数(都道府県策定)>

年度	H19実績	H20実績	H21実績
基本計画数	108件	51件	17件

<企業立地計画承認数(事業者申請)>

年度	H19実績	H20実績	H21実績
企業立地計画数	75件	412件	300件

自治体が策定する基本計画の期間は5年が大半であり、政策目標の達成状況は、当該計画期間経過後に集計し、個別の基本計画毎に評価するものとしているが、現時点での産業集積状況を把握するために新規立地、新規雇用目標の達成状況について集計した結果は下記のとおりである。

<平成19年度同意基本計画>

【目標:立地5700件(進捗率39%)、雇用234,000人(進捗率39%)】

年度	H19実績	H20実績	H21実績	合計
立地件数	512件	1,070件	655件	2,237件
雇用人数	16,724人	41,561人	34,022人	92,307人

*H22/8進捗確認調査:基本計画107地域(未集計1地域を除く)

<平成20年度同意基本計画>

【目標:立地1700件(進捗率28%)、雇用75,400人(進捗率19%)】

年度	H19実績	H20実績	H21実績	合計
立地件数	-	175件	308件	483件
雇用人数	-	7,742人	6,470人	14,212人

*H22/8進捗確認調査:基本計画51地域

上記調査の結果によれば、金融危機の影響が表れた平成21年度に実績が伸び悩んだことから、全体としては目標の進捗に遅れがみられる。しかしながら、企業業績が大幅に悪化し、国内GDPがマイナスに転落した状況を考えると、相応の水準の企業立地と雇用を生み、地域の産業集積の維持に貢献したと評価できる。平成22年以降は、企業業績が持ち直しつつあり、企業立地計画の申請件数の増加が見込まれるため、現状の支援施策継続による政策的インセンティブを与え続けることにより目標の達成は可能といえる。

有効性

要望の措置の適用見込み

平成21年度までの税制措置適用実績は85件であるが、平成22年度以降の税制適用件数は年間100件が見込まれる。

当省で実施した税制利用実績・見込調査の結果を基に今後の

利用見込を推計すると、平成 22 年度以降の設備稼働予定の企業立地計画が平成 21 年度末までに 300 件以上申請されていること、及び金融危機の影響を脱し企業立地計画の申請数が増加していること、等からして、今後平成 19 年度同意の基本計画が期間満了となる平成 24 年度までは 100 件/年程度の利用推移が見込まれる。

< 税制適用見込み > (単位:件、百万円)

適用年度	H21 実績	H22 見込	H23 見込	H24 見込
件数	56 件	100 件	100 件	100 件
設備投資額	143,256	314,568	314,568	314,568

出典: 企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)

要望の措置の
効果見込み(手段としての有効性)

年間 500 件の企業立地計画申請と税制適用件数 100 件を達成した場合の最終的な波及効果を産業連関図を基に分析すると、下記の通り算出される。平成 20 年度の金融危機の影響により、企業立地計画申請件数が減少する等、目標達成の進捗状況には遅れが見られるが、平成 22 年度からは本格的に本制度の利用が進むため、計画期間終了までには相応の経済効果を達成できる見通しである。

< 企業立地計画による波及効果: 産業連関分析 >

企業立地計画	税制適用 100 件	税制適用以外 400 件	合計 500 件
付加価値増加額	272,242 百万円	544,910 百万円	817,152 百万円
新規雇用人数	35,246 人	72,071 人	107,317 人

* 企業立地促進法税制利用実績・見込調査、及び工業統計調査の結果を基に 1 計画当たりの新規需要額を算出し、産業連関図分析による波及効果を計算した。

当該要望項目以外の税制上の支援措置

-

- ・ 企業立地促進法関連予算（企業立地促進のための企業誘致活動、人材育成活動、共用施設整備）：平成 22 年度 38.7 億円
- ・ 地方交付税の減収補てん措置（不動産取得税、固定資産税を減免した自治体に対する減収補てん）
- ・ 財政投融资制度（政府系金融機関の制度融資）：23 年度要求継続

相当性

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

企業立地促進法における基本計画に基づく支援措置としては、本税制の他、補助事業、地方税に対する減収補てん措置、財投融资とがあるが、それぞれ下記のような目的の役割にて補完しあい相乗効果を発揮している。

- ・ 企業立地促進法関連補助事業は、企業誘致活動等にかかる人材育成支援や共用施設整備補助により、主に地域が実施する事業環境整備の取組を支援するものであり、企業立地計画申請企業を間接的に支援する施策である。
- ・ 地方税（固定資産税、不動産取得税）の減収補てん措置については、財政力指数が一定未満の自治体が対象となっており、財政支援余力に劣る自治体が産業集積を形成するために、他の自治体並みの支援施策を実行できるよう国が間接支援するもの

			<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政投融资措置は、基本計画内の産業集積に進出する中小企業者に対する政府系金融機関の低利融資の実行であり、資金繰りの安定が課題とされる中小企業者が、企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金繰りを支援するものである。本税制は、設備投資実施直後のキャッシュフロー増加をインセンティブとして一定規模以上の投資を行う企業の立地選定に直接的に働きかける効果があり、低利融資制度は資金繰り支援により、形成された産業集積への多数の中小企業の進出を促す効果がある。中小規模の事業者数が多いことから、企業立地促進法関連施策の中では低利融資制度の利用件数が最も多くなっているが、税制適用の平均設備投資単価が 2,243 百万円（実績累計平均）であるのに対し、財政投融资の融資実行単価は 109 百万円/件（実績累計平均）と少額であり、それぞれ異なる支援施策として相乗効果を発揮していることが伺える。 																									
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>本税制は、一定規模の設備投資を行う事業者に対し、キャッシュフローの増加という立地選定への直接的なインセンティブを与えるものであり、企業立地の促進により産業集積を形成・活性化し、地域経済の基盤を強化するという政策目的の達成のために有効な措置である。</p> <p>主に、基本計画における産業集積の中核をなす企業の設備投資を促進することを目的として投資規模等を限定しているが、制度趣旨通りに投資単価の高い設備投資を計画する事業者が税制を活用しており、後述のとおり相応の集積形成促進効果も認められる。また、法施行以降、概ね 5 年間の計画期間が到来した基本計画は未だなく、まさに今後 2 年間で最も活用が進む時期と見込まれる。</p> <p>以上、費用対効果、期間いずれの観点からしても、最低限必要な措置として 2 年間適用期限を延長することが妥当である。</p>																									
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>< 税制適用実績 > (単位:件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 1456 1332 1657"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H19 実績</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>-</td> <td>29 件</td> <td>56 件</td> <td>85 件</td> </tr> <tr> <td>建物投資額</td> <td>-</td> <td>21,124</td> <td>50,065</td> <td>71,189</td> </tr> <tr> <td>機械投資額</td> <td>-</td> <td>26,319</td> <td>93,191</td> <td>119,510</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>-</td> <td>1,690</td> <td>5,375</td> <td>7,065</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)</p>	適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	累計	適用件数	-	29 件	56 件	85 件	建物投資額	-	21,124	50,065	71,189	機械投資額	-	26,319	93,191	119,510	減収額	-	1,690	5,375	7,065
適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	累計																								
適用件数	-	29 件	56 件	85 件																								
建物投資額	-	21,124	50,065	71,189																								
機械投資額	-	26,319	93,191	119,510																								
減収額	-	1,690	5,375	7,065																								
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成 23 年度以降の税制継続による直接的な効果としては、設備投資額 314,568 百万円が実行され、稼働後は減収見込額 11,570 百万円であることに対し、付加価値が 110,099 百万円増加することが見込まれる。平成 21 年度に実施した利用企業に対するアンケート結果によると、本税制を直接的なインセンティブとして立地する企業割合は 65%程度と推測され、企業の立地選定に対して本税制が強い影響を与えていることが伺える。</p> <p>< H23 年度以降の継続による直接効果(単年度) ></p>																									

税制適用件数	付加価値増加額	減収見込額	新規雇用人数
100 件	110,099 百万円	11,570 百万円	4,882 人

全国 177 基本計画のうち、本税制を適用した企業立地計画の有無により、平成 21 年度末までの集積の状況を分析すると下記のとおりである。各基本計画の目標に対する進捗率の平均を比較しても、税制適用実績のある基本計画が立地 44.1%、雇用 34.2%であることに對し、税制適用実績のない地域は立地 32.3%、雇用 31.5%と税制により企業誘致に成功した地域の方が明らかに産業の集積が促進されたといえる。

< 税制適用実績の有無による各基本計画内の立地、雇用実績 >

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	1,275 件	38,198 人
税制適用実績なし	134 地域	1,457 件	69,223 人
全地域合計	176 地域	2,732 件	107,421 人

< 税制適用実績の有無による各基本計画内の目標に対する進捗率平均 >

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	44.1%	34.2%
税制適用実績なし	134 地域	32.3%	31.5%
全地域平均	176 地域	35.1%	32.2%

また、平成 19 年度から取組を開始した基本計画を中心に、税制適用により立地した企業に牽引されて、基本計画地域内に関連・下請け企業が立地した、既存工場に能力増強の設備投資が行われた、地場企業の受注が増加した、等の具体的な事例が複数報告されている。

以上のように、本税制適用による直接的な設備投資促進効果に加え、基本計画地域内への波及効果も確認されており、今後本格的に全国で税制が利用されることにより、産業集積形成促進に対する大きな効果が期待される。

前回要望時の達成目標

「基本計画」で定められた集積区域内に立地を図る事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自律的発展のための基盤を強化することを目標とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

平成 22 年 4 月までに、47 都道府県で 177 件の基本計画が策定され、787 件の企業立地計画の承認実績がある等、相応の計画実績があり、その効果は前述の通り企業立地 2,732 件、新規雇用数 107,421 人と、企業立地促進法の政策効果としては相応の役割を果たしたといえる。

税制適用により誘発された設備投資金額は合計 1,900 億円と相応の金額であるものの、適用件数については、企業立地計画申請件数 787 件に対して累計 85 件と 2 桁に留まっている。

要因としては、企業立地計画を申請してから建設工事を経て、完成後特別償却を申告する決算期末までに平均 1 ~ 2 年間に要し、計画申請と税制適用にタイムラグが生じること、金

		<p>融危機に伴う収支悪化により税制利用を中止したり、設備投資を延期した計画があったこと、対象を一定規模以上の投資に限定していることから企業数の多い中小企業者が対象とならないケースが多いこと等が挙げられる。</p> <p>前述の通り、今後は 100 件/年程度の実績で推移することが見込まれており、普及は遅れたものの、先行きには十分な効果を発揮することが見込まれている。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>平成 19 年度 創設 平成 20 年度 拡充（対象業種（第 2 項業種）を追加し、同追加業種については適用要件を引き下げ） 平成 21 年度 延長・拡充（対象業種（第 1 項業種）の拡充）</p>